

平成 2 6 事業年度

〔 自 平成 2 6 年 4 月 1 日
至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日 〕

第 1 0 期

事業計画(変更)

首都高速道路株式会社

I． 高速道路株式会社法第 10 条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下「会社法」という。）第 10 条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第 11 条第 1 項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成 26 事業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約 3,392 億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約 3,070 億円の事業費を予定している。資金計画については、自主調達（社債、民間借入金）等により合計約 2,399 億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約 1 億円発生する見込みである。

Ⅱ. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成26事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する首都高速中央環状品川線等を継続実施するとともに、新たに渋谷入口（仮称）に着手し、東品川栈橋・鮫洲埋立部の大規模更新を新たに実施するため、約1,830億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約1,762億円）を予定している。なお、本事業年度内の開通予定路線として、首都高速中央環状品川線9.4kmを予定している。また、本事業年度内の改築事業完成箇所として、王子南出入口を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕を実施するため、約1,240億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成26事業年度の事業計画は下記のとおりである。

（単位：億円）

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	首都高速中央環状品川線など計6路線 28.3km（※）の新設、都道首都高速5号線（板橋熊野町JCT間改良） 0.5km、防災・安全対策、東品川栈橋・鮫洲埋立部大規模更新1.9kmなどの改築	1,830
高速道路の維持、修繕、災害復旧 その他の管理	都道首都高速1号線など計33路線 301.3km（※）の維持、修繕、災害復旧その他の管理 都道首都高速1号線など計18路線55.2kmの大規模修繕	1,240
高速道路株式会社法第五条第2項 に規定された以外の高速道路にお ける新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第2項 に規定された以外の高速道路にお ける維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		3,070

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※平成26事業年度事業計画変更時点

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成26事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路をご利用するお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理等を実施するため、約0.4億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約308億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約13億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成26事業年度の実業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	埼玉県道高速足立三郷線八潮パーキングエリア（上り線）など計2箇所のパーキングエリアの管理等	0.4
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※）	首都高速中央環状品川線に関する受託事業「都道首都高速品川目黒線の建設事業に関する五反田・大橋切開き部床版等の実施協定書」に基づく受託工事ほか	308
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業5箇所、都道首都高速2号線高架下施設事業4箇所等	13
合計B（高速道路事業以外）		322

合計（A+B）（全事業）	3,392
--------------	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金を含む。

■資金計画書

平成26事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合 計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,754	2,754		
関連事業営業収入	325			325
S A ・ P A 事業収入	1			1
その他の事業収入	16			16
受託事業収入	308			308
営業外収入				
(資本的収入)				
社債・借入金	2,399	2,399	(2,399)	
機構からの無利子借入金	253	253	(253)	
社債	1,080	1,080	(1,080)	
民間借入金	1,066	1,066	(1,066)	
前期繰越金	559	525	(341)	33
合 計	6,036	5,679	(2,740)	358
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	616	616		
道路維持費	280	280		
道路業務管理費	214	214		
一般管理費	122	122		
道路資産賃借料	2,055	2,055		
関連事業管理費	320			320
S A ・ P A 事業管理費	0			0
その他の事業管理費	11			11
受託事業営業費	308			308
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	1,830	1,830	(1,820)	
新設・改築費	1,762	1,762	(1,751)	
一般管理費	39	39	(39)	
支払利息等	29	29	(29)	
高速道路修繕費	624	624	(579)	
修繕費	592	592	(548)	
一般管理費	30	30	(28)	
支払利息等	2	2	(2)	
関連事業建設費	2			2
S A ・ P A 事業建設費	—			—
その他の事業建設費	2			2
社債等償還金	20	20		1
次期繰越金	569	533	(341)	36
合 計	6,036	5,679	(2,740)	358

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成25年度未執行分(見込)を加味したものである。

■収支予算書

平成26事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	5,707	5,707	
(1) 料金収入	2,550	2,550	
(2) その他収入	3,157	3,157	
・道路資産完成高	3,157	3,157	
2. 営業費用	5,706	5,706	
(1) 道路資産賃借料	1,905	1,905	
(2) 道路資産完成原価	3,157	3,157	
(3) 管理費用	644	644	
・維持修繕費	260	260	
・管理業務費	198	198	
・一般管理費	105	105	
・租税公課	6	6	
・減価償却費	76	76	
(4) 引当金等	—	—	
高速道路事業営業利益	1	1	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	292		292
(1) S A・P A事業収入	1		1
(2) その他の事業収入	15		15
(3) 受託事業収入	277		277
2. 営業費用	290		290
(1) S A・P A事業費	0		0
(2) その他の事業費	13		13
(3) 受託事業費	277		277
関連事業営業利益	2		2
全事業営業利益	3	1	2
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	1	1	0
経常利益	2	—	2
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	2	—	2
法人税、住民税及び事業税	1	—	1
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	1	—	1

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路等事業会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。